

答申第 480号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年11月17日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成24年 7月19日付個人情報保護審議会の答申に係る審議会(事務局)と名市大事務局とのやり取りを含め、審議過程の分かるもの」

- 2 同年12月26日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- (1) 条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者の個人情報が含まれており、これを開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

- (2) 条例第20条第 1項第 7号に該当

本件保有個人情報には、名古屋市個人情報保護審議会における調査審議並びに公立大学法人名古屋市立大学（以下「名古屋市立大学」という。）のハラスメント相談における調査審議及び当該大学の職員の業務に関する情報が含まれており、これを開示することにより当該業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (3) 条例第20条第 1項第 8号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者が名古屋市立大学の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供した情報が含まれているため。

- 3 平成27年 2月20日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、不適切な黒塗りを施すことなく、中立公正な開示を求める。

2 異議申立ての理由

本件処分については、【一部について開示をしない理由】をあげて、多くの黒塗り部分があるが、審議会と実施機関(名市大)とのやり取りにおいて、特に「実施機関の回答」について、黒塗りしなくても良いところが黒塗りしてある。例えば、79頁の14「調査委員会が会議資料に基づきしました。」を黒塗りしている。80頁の16(1)「ハラスメント審査会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 1と同じもの（表紙の資料番号なし、日付空欄）を送付することにより報告を行いました。この手続きに関する決裁書、送付文などの文書は存在しません。」も黒塗りにしている。実施機関（名市大）にとって「不都合なもの」であっても、「当該業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは認められない。

また、平成〇年〇月〇日起案の決裁文書に、「本件は平成〇年〇月〇日付け名古屋市個人情報保護審議会からの調査依頼に対する回答です。弁明意見書は渡りますが、不服案件の調査に対する回答（本件回答含む。）は、異議申立人へは渡りません。」と記載されており、実施機関と審議会事務局との間で密約が結ばれている。一方、当方が提出した反論意見書に伴う参考資料は全て実施機関に渡っており、当方の開示文書に利用されている。公正中立に実施されるべき保護審議会の事務局がこのようなことをしているのか非常に疑問であるが、開示が終了した現在でさえ、密約を守り「実施機関の回答」を黒塗りする理由はどこにも見当たらない。

保護審議会の答申でさえ、明らかに開示対象となる電子メールを「会議開催の通知をしたものにすぎない」として、開示することなく隠蔽したことは公正を欠くものであり、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、保護審議会は調査をせず、名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。異議申立人は審議中に名市大の不正を訴えたにもかかわらず、名市大は開示を拒もうとする弁明意見書を追加提出する等あくまで隠蔽しようとしたのだから、当然、調査すべきであった。

したがって、名古屋市は調査しなかったことの説明責任を果たすために、実施機関である名市大との不適切な密約を反故にし、黒塗りを施すことなく、中立公正な開示すべきである。

以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、名古屋市情報公開条例第18条第1項に規定する不服申立てを行う。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、請求内容を満たす行政文書を特定することを求めているが、実施機関は本件決定において、条例第55条第1項で対象外とされている保有個人情報を除き、本件答申に関して審議会の事務局と名古屋市立大学がやりとりした文書並びに審議資料及び議事録を特定しており、本件保有個人情報以外に請求内容を満たす保有個人情報は存在しない。

2 本件保有個人情報には、名古屋市立大学のハラスメント審査会が、ハラスメント相談に係る調査の過程において、関係者から事情聴取を行った記録や提出を受けた文書が含まれている。

当該文書には、調査の性質上、異議申立人以外の関係者の機微にわたる個人情報が含まれており、これらの情報を開示することにより、関係者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第20条第1項第3号に該当する。

また、ハラスメントの問題解決にあたっては、正確な事実の把握を行うために、関係者の任意の協力を必要とするものであり、これらの内容を開示すると、秘匿性の高い情報を提供した関係者の開示されないという期待と信頼を損なうため、条例第20条第1項第8号に該当する。

3 本件保有個人情報には、審議会の審議過程において実施した調査に対する名古屋市立大学の回答や、平成24年7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容が含まれている。

調査内容や検討内容を開示することにより、今後同種の調査を行う際に関係者の協力を得ることが困難になるおそれや、委員間の率直な意見交換が困難になるおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第1項第7号に該当する。

また、本件保有個人情報のうち事務局職員のメールアドレスについては公表されておらず、開示することにより特定の職員当てに連続又は集中して電子メールを送信され、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第20条第1項第7号に該当する。

4 なお、異議申立人は、本件保有個人情報のうち名古屋市立大学の回答につ

いて非開示とする必要がない部分を非開示としている旨を主張するが、当該文書は審議会の調査審議資料として取得した文書であり、上記 3のとおり開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、異議申立人は、名古屋市立大学への調査に対する回答を審議終了後も非開示とする理由がないと主張するが、審議終了後であっても、開示することにより今後同種の調査を行う際に関係者の協力を得ることが困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となる。

- (1) 名古屋市立大学のハラスメント審査会が、ハラスメント相談に係る調査の過程において、関係者から事情聴取を行った記録や提出を受けた文書のうち、ハラスメント申立ての相手方の氏名及びハラスメント審査会における審議結果について、条例第20条第 1項第 3号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性、及びハラスメント審査会が調査した行為者等の事情聴取記録に関する情報、行為者等がハラスメント審査会に提出した資料について、条例第20条第 1項第 8号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性。
- (2) 審議会の審議過程において実施した調査に対する名古屋市立大学の回答について、条例第20条第 1項第 3号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性、及び平成24年 7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容について、条例第20条第 1項第 7号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性。
- (3) 事務局職員のメールアドレスについて、条例第20条第 1項第 7号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性。

2 名古屋市立大学のハラスメント審査会が、ハラスメント相談に係る調査の過程において、関係者から事情聴取を行った記録や提出を受けた文書

(1) ハラスメント申立ての相手方の氏名及びハラスメント審査会における審議結果

ア 条例第20条第 1項第 3号は、開示請求者以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益

を害するおそれがあるものについて非開示とすることを定めている。

イ 申立ての相手方の氏名のほか、ハラスメント相談における、申立ての相手方に対しての実施機関の対応がハラスメント審議結果の通知には記載されている。この通知は、特定の個人を識別することができるものであり、これを開示すると申立ての相手方に対してのみ通知されるべき内容が明らかとなることから、当該相手方の正当な権利利益を害すると認められる。

よって、ハラスメント申立ての相手方の氏名及びハラスメント審査会における審議結果については、条例第20条第 1項第 3号に該当する。

(2) ハラスメント審査会が調査した行為者等の事情聴取記録に関する情報、行為者等がハラスメント審査会に提出した資料

ア 8号該当性

上記情報・資料について、条例第20条第 1項第 8号該当性を検討するに、これらを審議会に提出したのは名古屋市立大学であるため、同大学が「法人等」に該当するかが問題となる。条例第 2条 4号によれば、条例第20条の「法人等」に独立行政法人は含まれないとされる。そして、公立大学法人は独立行政法人にあたるため、名古屋市立大学は条例第20条の「法人等」に該当しない。従って、ハラスメント審査会が調査した行為者等の事情聴取記録に関する情報、行為者等がハラスメント審査会に提出した資料は条例第20条第 1項第 8号に該当するとは言えない。

イ 7号該当性

条例第20条第 1項第 7号は、本市の機関、本市の独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非開示とすることを定めている。

ハラスメント審査会が調査したハラスメント行為者とされる者及びハラスメント相談内容に係る者(以下、「行為者等」という。)の事情聴取記録に関する情報、行為者等がハラスメント審査会に提出した資料には、名古屋市立大学のハラスメント審査会が、ハラスメント相談に係る調査の過程において、行為者等から事情聴取を行った記録や提出を受けた情報が含まれる。ハラスメント調査においては正確な

事実の把握を行うために、行為者等からの事情聴取や資料の任意提出等の協力を必要とする。ハラスメントに係る調査の性質上、これらの情報は機微にわたる私的な情報であり、また、行為者等の証言を得るにあたり、証言した内容については一切公表しないことを、行為者等に対し名古屋市立大学が約束した上で協力を求め、事情聴取をしている。開示すれば、今後同種の調査を行う際に関係者の協力を得ることが困難となり、名古屋市立大学の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、ハラスメント審査会が調査した行為者等の事情聴取記録に関する情報、行為者等がハラスメント審査会に提出した資料は、条例第20条第1項第7号に該当する。

3 審議会の審議過程において実施した調査に対する名古屋市立大学の回答や、平成24年7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容

(1) 名古屋市立大学回答

名古屋市個人情報保護審議会は市長の附属機関であり、「本市の機関」に該当する。(条例第20条第1項第7号、条例第51条第1項)審議会の審議過程において実施した調査に対する名古屋市立大学の回答には、行為者等の情報が含まれる。ハラスメントの問題解決にあたっては、行為者等の協力が必要不可欠であるため、行為者等の証言を得るにあたり、証言した内容については一切公表しないことを、行為者等に対し名古屋市立大学が約束した上で協力を求め、事情聴取をしている。これを開示すれば今後同種の調査を行う際に、名古屋市立大学等の協力を得ることが困難になるおそれがあり、審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、審議会の審議過程において実施した調査に対する名古屋市立大学の回答は、条例第20条第1項第7号に該当する。

(2) 審議会検討内容

ア 7号該当性

審議会においては、準司法的作用があるため、その性質上、他の合議制機関や行政機関以上に、公平性、判断の適正性の確保が要求される。従って、将来の審議においても、その過程において各委員への他からの干渉を排除し、自由な意見交換が確保される必要がある。この点、名古

屋市個人情報保護審議会の委員の氏名や役職等は公開されており、審議会の検討内容が公開されれば、請求者等が委員の職場に押し掛ける事態も想定される。このような事が生じるといふ心理的な影響から、委員の自由な意見交換が阻害され、その結果、委員の判断の公平性及び適正性が損なわれる事態が生じることは否定できず、審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

以上より、平成24年 7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容は、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

イ 6号該当性

条例第20条第 1項第 6号は、本市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるものについて非開示とすることを定めている。

審議会における検討内容が開示されれば、審議の結果・検討内容に不満を抱いた請求者等より、審議会が干渉・圧力等を受けうる。これにより、審議会の構成員である委員による内部の率直な意見交換や意思決定の中立が害されるおそれがある。

さらに、本件においては請求者等の異議申立て・審査請求が連続して提起されており、後に審議すべき事案となっているところ、開示することによる審議会内部の率直な意見交換や意思決定の中立が害されるおそれが特に大きいといえる。

従って、平成24年 7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容は条例第20条第 1項第 6号にも該当する。

4 事務局職員のメールアドレス

本件対象文書の中には、「本市の独立行政法人」たる名古屋市立大学の事務局職員のメールアドレスが記載されたものが含まれる。同メールアドレスは公表されておらず、そのユーザー名については、開示することにより特定の職員あてに連続又は集中して電子メールが送信され、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、事務職職員のメールアドレスは、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

よって、本件非開示部分は妥当である。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 3月 6日	諮問書の受理
3月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月 8日	実施機関の弁明意見書を受理
5月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月17日	異議申立人の反論意見書を受理
平成30年10月25日 (第 243回審議会)	調査審議
12月13日 (第 245回審議会)	調査審議
平成31年 1月17日 (第 246回審議会)	実施機関の補足説明
2月21日 (第 247回審議会)	調査審議
3月22日 (第 248回審議会)	意見書を受理
4月19日 (第 249回審議会)	調査審議
令和 2年 7月17日 (第 262回審議会)	調査審議
8月21日 (第 263回審議会)	調査審議
10月16日 (第 266回審議会)	調査審議
12月25日 (第 267回審議会)	調査審議
令和 3年 1月22日 (第 268回審議会)	調査審議

2月17日

答申